

最高裁秘書第1573号

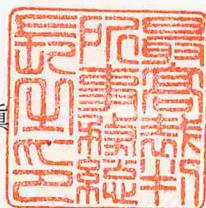
令和2年7月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

5月7日付け（同月11日受付、第020125号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

5月5日付け最高裁判所事務総局総務局参事官事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

(庶ろー15-B)

令和2年5月5日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石井芳明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

昨日、全国を対象地域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の実施期間が5月31日までと延長されました。

各庁においては、5月1日付け当職事務連絡でお知らせしているところを参考として、延長後の態勢について検討してください。昨日変更された政府の基本的対処方針においては、特定警戒都道府県とされている13都道府県以外の地域においては、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指す外出自粛についての協力要請は行われず、社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととされていますので、これらの地域に所在する裁判所においては、当該地域における外出自粛促しの有無や内容等を勘案し、実施する裁判手続の範囲等を検討するようしてください。

なお、今般の政府の基本的対処方針では、いずれの地域においても、「三つの密」を避けることが求められるとともに、都道府県をまたいで人の移動をすることは、まん延防止の観点から極力避けることが求められています。延長後の態勢を検討するに当たっては、来庁可能性のある当事者や代理人等の事件関係者が当該都道府県外に住所地を有する事件については、電話会議等の活用や期日の変更等により、都道府県域を超えた人の移動を避ける措置を講じることを引き続き検討してください。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。